

●乳幼児 ●心身障がい児(者) ●ひとり親家庭などの児童

福祉医療費の申請を忘れずに

障がい福祉課福祉医療担当

☎(866)2093 ファクス(863)6362

http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sc/



下表に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付されます。診療を受ける際に受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると保険診療の自己負担分が助成されます。

福祉医療費助成制度は毎年8月1日から翌年7月31日までを「1年度」としています。平成24年度(平成24年8月1日～25年7月31日)の受給者証を交付するときは平成24年度(23年中)の所得を確認します。

これまで申請していなかったかたや、以前、所得制限基準額(右表②)を超えたため該当しなかったかたでも、修正申告などにより平成24年度(23年中)の所得の減少や、扶養人数の増加があるときは、申請月から交付される場合があります。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

対象者	該当要件
乳幼児 0歳～小学校就学前のお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	0歳 全員に入院・通院医療費を助成 1歳 (所得を確認させていただきます)
	2歳以上 入院…全員に助成します 通院…所得制限があります(右表②) ★1歳以上で市区町村民税所得割が課税されている世帯のかたには、自己負担分の半額を支払っていただきます。なお、医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額1,000円が上限です。
・ひとり親家庭 ・父母がいない家庭 ・父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭	18歳までのお子さん (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) *お子さんが就職などで社会保険本人(※)になると該当しません。 *所得制限があります。 ※社会保険本人…秋田市国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の3つ以外の健康保険の被保険者
重度心身障がい児(者)	身体障害者手帳1～3級か療育手帳Aをお持ちのかた *社会保険本人(上欄※)は所得制限があります。
高齢身体障がい者	65歳以上で身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた *社会保険本人(上欄※)は該当しません。 *所得制限があります。

乳幼児(2歳以上)の通院助成の所得制限

平成24年度総所得額(※)から各種控除額(表①)を控除した額が表②の所得制限基準額を超える場合は助成制度に該当しません。また、父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断し、いずれかが超えると該当しません。

※平成24年度総所得額

- サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた▶市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額
- 上記以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた▶市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている税額計算明細書の「総所得①+②」欄の額

①各種控除額

種類	控除額
雑損控除、医療費控除 小規模企業共済等掛金控除	市・県民税の控除額と同額
社会保険料控除	80,000円
障害者控除(普通)	1人につき270,000円
障害者控除(特別)	1人につき400,000円
寡婦(夫)控除	270,000円
寡婦控除(特別)	350,000円
勤労学生控除	270,000円

②所得制限基準額

扶養人数	所得制限基準額
0人	267万2,000円
1人	305万2,000円
2人	343万2,000円
3人	381万2,000円

*扶養人数が1人増すごとに、所得制限基準額に38万円が加算されます。また、下表の控除も加算できます。

種類	加算額
配偶者控除(70歳以上)	1人につき100,000円
扶養控除(70歳以上)	1人につき100,000円
扶養控除(普通:16歳～18歳)	1人につき150,000円
扶養控除(特定:19歳～22歳)	1人につき150,000円

健康保険が変わったかたは福祉医療の手続きも

加入している健康保険が変わったかたは、新しい健康保険証と印鑑を持って、下記の窓口で福祉医療の変更手続きをしてください。また、任意継続保険を取得・喪失したかたも手続きが必要です。

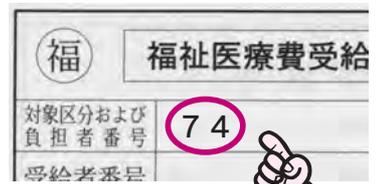
福祉医療の申請・変更手続きはこちら

障がい福祉課(福祉棟1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター
平日の8:30～17:15(アルヴェのみ9:00から)

ひとり親家庭で乳幼児受給者証をお持ちのかた

ひとり親家庭のかたで乳幼児制度の受給者証(「対象区分および負担者番号」の上2ケタが「74」)をお持ちのかたは、申請により「ひとり親家庭」の制度に切り替える場合があります。

なお、所得制限基準額は上表②と異なりますので、障がい福祉課へお問い合わせください。



3種混合ワクチン+不活化ポリオワクチン

4種混合ワクチンの接種が受けられます

11月1日から、従来の3種混合ワクチン(ジフテリア・百日せき・破傷風)に不活化ポリオワクチンを加えた4種混合ワクチンを接種できるようになりました。

問い合わせ 市保健所健康管理課 ☎(883)1179

4種混合ワクチンを接種できるお子さん

生後3か月～7歳6か月(90か月)で、3種混合ワクチンとポリオワクチンの接種を開始していないお子さん

※どちらかのワクチンの接種を開始した場合は、4種混合ワクチンは接種できません。3種混合ワクチン、不活化ポリオワクチンを単独で接種してください。

接種回数 **4回**(下記の間隔で) 接種料金 **無料**



医療機関で通年ワクチン接種ができます



4種混合ワクチンは右表の医療機関で通年接種できます。予防接種実施日や診療時間は医療機関により異なりますので、事前に電話でご確認ください。また、接種当日は母子健康手帳をお持ちください。

他の予防接種との間隔

- ▶ B型肝炎・日本脳炎・インフルエンザ・ヒブ(Hib)・小児用肺炎球菌の予防接種…**6日以上**
- ▶ BCG・麻しん・風しん・水痘・おたふくかぜ・ロタウイルスの予防接種…**27日以上**

*接種スケジュールは医師と相談してください。

4種混合ワクチンを接種できる医療機関

実施医療機関	住所	電話番号
今村記念クリニック	下新城長岡字毛無谷地265	(872)1313
秋田組合総合病院	飯島西袋一丁目1-1	(880)3000
おのざき小児科医院	土崎港中央三丁目3-30	(845)0030
金子医院	土崎港中央六丁目3-18	(845)0832
サンクリニック	土崎港中央四丁目8-10	(853)1216
外旭川サテライトクリニック	外旭川字中谷地46	(869)7200
いなば内科胃腸科クリニック	外旭川字待合14-3	(868)1781
たかはしこどもクリニック	将軍野青山町4-47	(880)5757
かがや内科医院	旭川南町13-18	(834)0145
すずきクリニック	泉北三丁目17-10	(838)6500
こどものクリニック	泉中央五丁目19-18	(883)5555
濱島医院	保戸野すわ町15-20	(823)5252
やすおか小児科医院	保戸野千代田町14-9	(874)7044
あきた駅前内科外科クリニック	千秋久保田町3-15三宅ビル2階	(837)6500
澤口医院	八橋三和町14-6	(865)3311
小林胃腸科内科	八橋五郎二丁目11-9	(863)1188
えのきこどもクリニック	八橋五郎二丁目13-18	(866)0505
はらだ小児科医院	山王中園町2-16	(867)8855
本間医院	山王中園町3-14	(862)7070
市立秋田総合病院	川元松丘町4-30	(823)4171
島田クリニック	川元山下町7-21	(888)0101
湊小児科医院	中通五丁目7-34	(834)5621
大野小児科医院	南通築地2-15	(832)5301
中通総合病院	南通みその町3-15	(833)1122
福島内科医院	南通宮田15-46	(837)1177
土田小児科医院	東通六丁目14-30	(835)8125
橋本愛隣医院	広面字近藤堰越78-1	(835)6733
広面ファミリークリニック	広面字土手下52-2	(831)1388
石田小児科医院	広面字蓮沼11	(831)3012
にしのみやこども医院	広面字蓮沼21-5	(884)7060
わためき小児科医院	広面字谷地田33-3	(832)1036
さくら小児科医院	桜一丁目1-11	(825)5560
秋田赤十字病院	上北手猿田字苗代沢222-1	(829)5000
山岸クリニック	大住四丁目12-47	(874)7200
おのぼ高橋小児科クリニック	仁井田字中新田78	(892)6600
御所野ひかりクリニック	仁井田字横山260-1	(829)8880
加賀谷こども医院	御野場新町四丁目7-22	(839)8100
とおる内科医院	御所野地蔵田二丁目1-3-2	(889)8118
森川内科・呼吸器科クリニック	新屋表町3-18	(888)8363
三浦小児科・内科医院	新屋勝平町2-25	(888)3080
木村内科クリニック	新屋田尻沢東町10-5	(828)1112
下浜診療所	下浜羽川字下山48-132	(879)3370
田近医院	河辺北野田高野字上前田表76-1	(882)3123
岩崎医院	雄和妙法字上大部90-1	(886)4133

子宮頸がん検診を受けましょう

子宮頸がんの発症のピークは30歳代後半です。検診は、子宮入口の細胞をヘラやブラシなどで軽くこすり取るだけなので痛みも少なく数分で終わります。受診できる医療機関は「秋田市の健診ガイド」(広報あきた5月18日号と同時配布)か市ホームページでご確認ください。

お問い合わせは保健予防課へ。☎(883)1176

対象 来年3月31日現在で、年齢が20歳～39歳の女性、または40歳以上で偶数歳の女性

期間 12月31日(月)まで **料金** 1,800円

無料クーポン券ご利用を

下記の生年月日のかたに検診の無料クーポン券をお送りしています。有効期限がありますので早めのご利用を。

平成3.4.2～4.4.1生
昭和61.4.2～62.4.1生
昭和56.4.2～57.4.1生
昭和51.4.2～52.4.1生
昭和46.4.2～47.4.1生